

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第六編 農家の状態と農民の生活

第三章 林業労働者の状態

国有林労働者の構成

国有林常勤労働者の性別年齢別ならびに勤続年数別構成を見ると次の通りである(一九五三年九月一日現在、林野庁職員課調べによる)。まず第272表によれば男子七五〇五人、女子一三二一人計八三七三人で、男子は全体の九〇%近くをしめている。年齢別にみると二五才以下の青年層が四八四六人で全体の半ば以上をしめ、中でも一五才―二〇才の階層が二〇〇〇人余で、かなりの比重をしめていることがわかる。第273表は勤続年数別に林業労働者数をしめすものであるが、そのうち一一年未満の勤続者が全体の八三%をしめ、その中でも二年以上四年未満、六年以上一一年未満の勤続者が多い。

つぎに国有林のみならず民有林の全労働者について、専兼業別職種別にその構成を示そう(第274表)。

(注)第274表職種別専兼業別労働者数は、林野庁労務厚生課が毎年九月一日現在で、全国の営林局および府県を通じて行った調査結果を集計整理したものである。ただしこの調査は一九五二年以降は中止された。

本表によれば、林業労働者総数は二三一万五〇六四人で、そのうち民有林労働者は二一七万二九一二人、国有林労働者は一四万二一五二人である。以上は専業労働者と兼業労働者のすべてをふくむものであるが、つぎに専兼業別にその構成を観察しよう。専業労働者三九万―四二〇人をのぞく兼業労働者のうち一年のうち、林業労働に九〇日以上一五〇日未満従事する第一種兼業労働者は六三万六六七二人で、年間林業労働九〇日未満の第二種兼業労働者は一二八万六九七二人を数える。これによって、林業労働者の圧倒的部分は兼業労働者によってしめられていること、また兼業労働者のなかでも林業を従とする第二種兼業労働者が第一種の約二倍の多数をしめていることがわかる。

林業労働者の従事する兼業の種類をみると、第一種第二種とも農業が圧倒的な多数をしめている。民有林と国有林とを問わず、わが国の林業労働者の多数は農家の家族員の兼業労働者であり、とくに農業を主とし、年間九〇日未満の林業労働に従事する第二種兼業労働者であることが知られる。なお素材生産、造林、製炭、製薪等の職種別労働者構成についてはさきの第274表を見られたい。

国有林労働者の賃金

一九五三年四月分の国有林労働者の実収賃金とその構成内容は第275表の示す通りである。まず日賃金を見ると、伐木造材手の五二七円を最高とし、育苗手の一九四円を最低に、三〇〇円前後が普通である。伐木造材手や木馬手(木製ソリによる運材手)は重筋労働であると同時に危険の

伴う作業に従事するものであり、林業労働者中最高の賃金を得ているのは当然であるが、その最高額といっても、工鉱業ないし商業労働者に比べると決して高いものとはいえない。製材工、旋盤工など、木材工場労働者の賃金が二〇〇円台にとどまっているのは、製材工場がおおむね地方の中小工場であり、その労働条件が都市大工場に比べ一般に劣悪なためであり、また労働条件の改善を要求する労働者の組織的な力が薄弱なためである。

林業労働者の賃金収入にとってさらに注意される点は、その月間労働日数の少ないことである。すなわち工場労働者たる製材工、旋盤工の二三、四日を別とすれば、伐木造材手の一九日を筆頭におおむね一五、六日で、一カ月の半ばしか林業労働に従事しないことである。これはもちろん農業その他を兼ねる兼業労働者として当然のことにようにみえるが、このように林業労働日数が少ないのは、天候等の自然的制約にもよるのである。日賃金の低額に加えて、労働日数がこのようにすくない結果、月収賃金額も伐木造材手の一万一七一円を最高として、他はおおむね四、〇〇〇円から五、〇〇〇円程度で、最低は軌道保線手の二四五七円となっている。このような低賃金では一家の家族員の生活の維持はもちろん、林業労働者自身の労働力の再生産も到底不可能なことは明らかであるが、その賃金の不足分を補充するものとして彼らの経営する零細な耕地、山林があり、自家食糧、薪炭の全部または一部の自給によって家計の現金支出を節約し、ようやく一家の生活の再生産をつづけているのである。また家族員中の一人ないし数名のものが賃労働その他に従事し、その賃金収入等を合算して、家族の生活が維持されているのである。

つぎに主業と副業とによる労働日数、賃金額の比率を同じ第275表は各職種別に示している。また本表によれば職種別に出来高払と日給定額払の賃金形態を知ることができる。施盤工、製材工などの工場労働者や大工土工などは日給定額払であり、その他の山で働く伐木造材手、木馬手、製炭手などは主として請負による出来高払である。なお実収所得中にしめる諸手当の比率と、所得から控除される税金、共済組合掛金等の所得に対する比率については同表右欄を見られたい。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---